

JETRO



米国の通商政策と貿易投資 - 日本企業への影響は -

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューヨーク事務所 調査部ディレクター 赤平大寿

2025年4月

ニューヨーク事務所 調査担当ディレクター 赤平 大寿

あかひら ひろひさ



- 2009年、ジェトロ入構。米国の通商政策を中心に、調査・情報発信を行っている。
- 貿易投資相談センター、海外調査部国際経済課・米州課、企画部海外地域戦略班（北米・大洋州）、調査部米州課課長代理などを経て、2023年12月より現職。2015～2017年に、ワシントンの戦略国際問題研究所（CSIS）のJapan Chairの客員研究員。
- 共著に『グローバルサプライチェーン再考—経済安保、ビジネスと人権、脱炭素が迫る変革—』（文眞堂、2024年9月）、『世界貿易投資報告』（ジェトロ、2014年、2015年、2023年）。そのほか、CPTPP（TPP11）の利用解説書の作成も務める。
- 2022年3月、政策研究大学院大学（GRIPS）修了。政策研究修士。

本日の内容

- I. **トランプ政権の通商政策**
- II. **米国の貿易投資と日米経済関係**
- III. **日本企業への影響**
- IV. **まとめ**

本日の内容

I. トランプ政権の通商政策

II. 米国の貿易投資と日米経済関係

III. 日本企業への影響

IV. まとめ

同盟国と懸念国を区別しない関税政策

- トランプ氏は関税を、通商上の目的のみならず、広く外交問題を解決する手段として利用。同盟国も懸念国も区別せず。



「関税には多くの目的がある」
「関税は経済以外の分野でも非常に強力な手段となる」
(2024年12月6日、NBCのインタビュー)

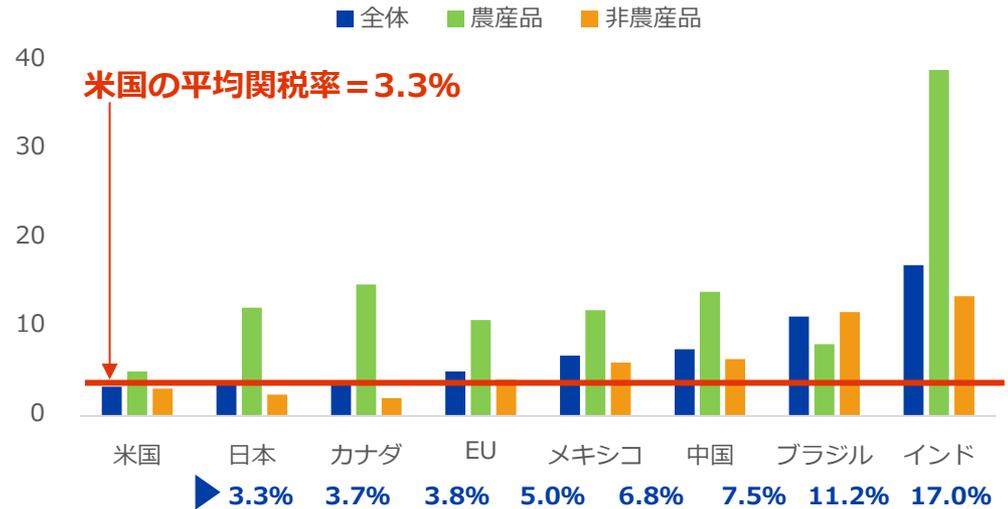


- 貿易赤字
- 不法移民
- フェンタニル対策
- 防衛費
- 土地購入...

トランプ氏が提唱していた主な関税政策

- 全世界からの輸入に10~20%の関税 (ベースライン関税)
- 米国へ輸出する国が課している関税率と同じ関税率を米国輸入時にも適用するトランプ互惠通商法
- メキシコとカナダに追加関税25%
- メキシコからの自動車輸入の関税率を100~200%。
- 中国の追加関税率を60%。

平均関税率の比較

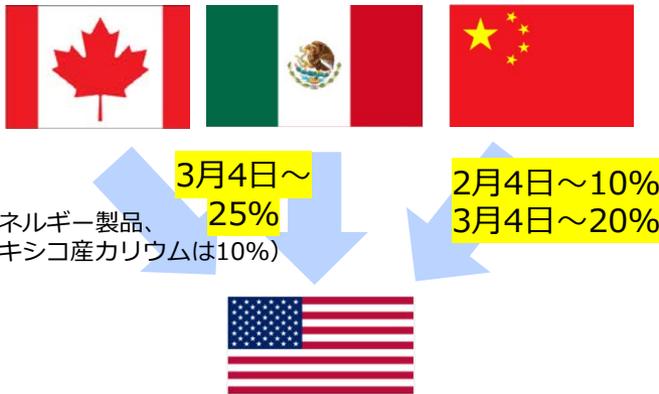


(注) 関税率は2023年の単純平均MFN実行関税率。
(出所) WTO「World Tariff Profiles 2024」から作成

メキシコ、カナダ、中国に対してIEEPA関税賦課

- トランプ大統領は2月1日、カナダとメキシコに25%、中国に10%の追加関税を課す大統領令を発令。不法移民やフェンタニルの流入を問題視。IEEPAを基にした初の関税賦課
- 中国に対しては2月4日から追加関税10%を賦課、3月4からは20%に拡大。
- メキシコとカナダに対しては、発動を30日間遅らせ、3月4日から原則25%の追加関税を賦課。その後、USMCAの原産地規則を満たした製品は追加関税の対象外と発表。

メキシコ・カナダ・中国への追加関税措置



<措置の概要>

- 米国東部時間2月4日午前0時1分以降に通関された製品に適用。
- 製品ごとの適用除外措置は、発表なし。
- 国土安全保障長官は、他国が十分な対策を取った場合には大統領に報告し、大統領もそう判断した場合に関税は撤回、と明記。
- ただし、**USMCAの原産地規則を満たした製品は対象外。**

対メキシコ・カナダ輸入額に占めるUSMCA利用の割合（2024年）

輸入元国	特恵利用／非利用	金額（億ドル）／割合
メキシコ	特恵利用	2,497
	特恵非利用	2,541
	特恵非利用の割合	50.4%
カナダ	特恵利用	1,569
	特恵非利用	2,556
	特恵非利用の割合	62.0%

（出所）米国国際貿易委員会（USITC）貿易統計よりジェトロ作成

全世界を対象としたベースライン関税・相互関税

- トランプ大統領は、全世界からの輸入に4月5日以降10%のベースライン関税を、貿易赤字額の大きい相手にはさらに高い相互関税を4月9日から課すと発表。その後、中国に対しては相互関税率を125%まで引き上げ。一方で、それ以外の国に対する相互関税は7月9日まで適用停止。その間はベースライン関税の10%が適用される。ただし、232条関税の対象品目やUSMCA原産品は対象外。

相互関税の概要

【対象外品目／例外措置】

- ・ 次の品目は相互関税の対象外。(1) 個人手荷物など合衆国法典第50編第1702条 (b) の対象品目、(2) **232条に基づいて追加関税の対象**となっている鉄鋼・アルミ、自動車・部品、(3) 銅、医薬品、半導体、木材製品、(4) **将来的に232条関税の対象となる可能性**のある全ての品目、(5) 地金、(6) 米国で入手できないエネルギー、特定鉱物。
⇒4月11日、パソコン (HTS8471) やスマートフォン (HTS8517.13.00)、半導体製造装置 (HTS8486) などを適用除外対象として追加。5日までさかのぼって対象外とした。
- ・ カナダとメキシコに対しては、今回の関税措置は適用しない。**USMCAの原産地規則を満たしている製品**に関税は課されないが、ROOを満たしていない場合は25%の追加関税が課される。ただし、両国に対するIEEPAに基づく同措置が終了した場合、ROOを満たしていない製品には12%の相互関税が課される (ROOを満たした製品には、引き続き関税は賦課されない)。

【デミニミス】

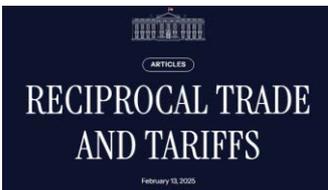
- ・ 輸入申告額が800ドル以下の少額貨物の輸入の関税支払い免除は、商務長官が大統領に対して「関税を完全かつ迅速に処理し、徴収する適切なシステムが整っていることを通知するまで」利用可能。

【関税率の変更・終了】

- ・ 大統領が貿易赤字や非相互的待遇がもたらす脅威が解決、緩和されたと判断するまで有効。貿易相手国が報復措置を取った場合、大統領は関税率を引き上げられる。貿易相手国が非相互的な貿易関係の是正に向けた重要な措置を講じ、経済と国家安全保障の問題で米国と足並みをそろえた場合は、関税を引き下げる。

中国による報復措置への対抗措置として…

- ・ 相互関税率は、当初の34%から**125%**まで引き上げ。
- ・ **デミニミスの適用を停止**し、国際郵便ネットワークを通じて中国または香港から出荷された輸入申告額が800ドル以下の少額貨物に対して、**従価税120%**、または従量税を郵便物1件につき**100ドル**。従量税は6月1日以降、**200ドル**に引き上げ。



相互関税の対象は57カ国・地域に

4月10日時点で米政府から公式に発表されている57カ国・地域に対する関税率

これら引き上げ後の相互関税率は中国に対してのみ発動中。その他の国・地域は一律10%のベースライン関税が継続中

国・地域	相互関税率
アルジェリア	30%
アンゴラ	32%
バングラデシュ	37%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	35%
ボツワナ	37%
ブルネイ	24%
カンボジア	49%
カメルーン	11%
チャド	13%
中国	125%
コートジボワール	21%
コンゴ民主共和国	11%
赤道ギニア	13%
欧州連合 (EU)	20%
フォークランド諸島	41%
フィジー	32%
ガイアナ	38%
インド	26%
インドネシア	32%

国・地域	相互関税率
イラク	39%
イスラエル	17%
日本	24%
ヨルダン	20%
カザフスタン	27%
ラオス	48%
レソト	50%
リビア	31%
リヒテンシュタイン	37%
マダガスカル	47%
マラウイ	17%
マレーシア	24%
モーリシャス	40%
モルドバ	31%
モザンビーク	16%
ミャンマー	44%
ナミビア	21%
ナウル	30%
ニカラグア	18%

国・地域	相互関税率
ナイジェリア	14%
北マケドニア共和国	33%
ノルウェー	15%
パキスタン	29%
フィリピン	17%
セルビア	37%
南アフリカ共和国	30%
韓国	25%
スリランカ	44%
スイス	31%
シリア	41%
台湾	32%
タイ	36%
チュニジア	28%
バヌアツ共和国	22%
ベネズエラ	15%
ベトナム	46%
ザンビア	17%
ジンバブエ	18%

(注) 米中間の報復の応酬を経て、中国に対する相互関税率は4月10日、125%に引き上げられた。

(出所) 米国政府公開資料 (大統領令のAnnex I)

国際緊急経済権限法（IEEPA）

- IEEPAを根拠にトランプ関税を実行できるとの指摘が多数。IEEPAは232条などと比べて、調査期間が必要なく、比較的早期に発動できるのが特徴。また、232条などは通商上の目的に対してとれる措置だが、IEEPAは通商上に限らず、広く安全保障上の脅威に対して通商上の措置をとれる。
- トランプ氏は1期目、IEEPAを基に不法移民の流入を理由としてメキシコに関税を賦課すると発表。

IEEPAの概要

IEEPAは大統領が国家緊急事態を宣言した際に、経済取引を管理する広範な権限を付与。

- (1) 外国為替取引などの調査、規制、禁止
- (2) 買収や輸出入などの調査、規制、無効化、禁止
- (3) 外国による武力攻撃を受けている場合に米国にある当該国などの財産没収

※法律上は、上記以外にも広範に権限を付与。

大統領に対して、以下を義務付け。

- 権限行使前の議会との協議
- 権限行使が必要となった状況などを直ちに議会に報告
- 権限が行使されている間は、6カ月間隔で少なくとも1回、IEEPAに基づき実施された措置を議会に報告
- 緊急事態は1年毎に更新が必要。

トランプ氏は2019年5月30日、不法移民を問題視し、IEEPAに基づき、メキシコから輸入される全ての製品に、以下のとおり関税を賦課すると発表

- 6月10日から5%
- 7月1日から10%
- 8月1日から15%
- 9月1日から20%
- 10月1日から25%

発表から関税賦課まで2週間弱！

※実際にはメキシコと合意が成立し、関税は賦課されなかった。

歴代大統領は、こうした報告義務を嫌い、国家安全保障を理由とした輸入制限は、232条を利用してきた

鉄・アルミ製品への追加関税を拡大

- トランプ大統領は2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税を拡大等する大統領布告を発表。
- 2月18日付の官報で、新たに追加関税の対象となる品目のHSコードが明らかに。しかし、それらへの追加関税発動は未定。

2025年3月12日前の状況

2018年3月

鉄鋼製品に25%の追加関税
アルミ製品に10%の追加関税

2020年1月

鉄鋼製品とアルミ製品の一部派生品も対象に

例外措置

- 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- アルミの数量割当：アルゼンチン
- 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- 鉄鋼の関税割当：日本

- 申請者別の適用除外制度

- 製品別の適用除外制度

2025年3月12日以降の変更点

鉄鋼製品に25%の追加関税
アルミ製品に**25%**の追加関税

鉄鋼製品とアルミ製品の**派生品を290品目追加**

- 3月12日以降、**全廃**
- ただし、申請者別の適用除外制度は布告発表日の2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

232条関税の対象製品を追加する新プロセスを創設

自動車への追加関税賦課

- トランプ大統領は3月26日、自動車・同部品の輸入に対する25%の追加関税を定めた大統領布告を発表。トランプ政権1期目で実施した232条調査に基づく。全世界からの輸入に適用される上、USMCA以外の特例措置がない。
- 日本の対米輸出の3割以上は自動車・部品であり、大きな影響が懸念。同時に、米国経済への影響や同盟国との関係悪化も懸念される。

品目	関税率	適用日
乗用車 (セダン、SUV、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン)	2.5% (MFN) + 25% + a = 27.5% + a	4/3~
ライトトラック	25% (MFN) + 25% + a = 50% + a	4/3~
部品	MFN + 25% + a	5/3~

特例措置

- 自動車・部品ともに、**USMCAの原産地規則**を満たす場合、**非米国産部品の価格に対してのみ追加関税を賦課**
 - 完成車は、USMCAの原産地規則上、域内原産割合 (RVC) が純費用方式 (NC) で75%以上であるとの規則があるため、既に一定の手続きが確立 (ただし、北米域内分を米国とメキシコ・カナダ分に分ける必要あり)
 - 部品はほぼ関税分類変更基準のため、新たに手続きを確立するまでの猶予期間が定められた。
⇒ **部品サプライヤーに大きな負担か**

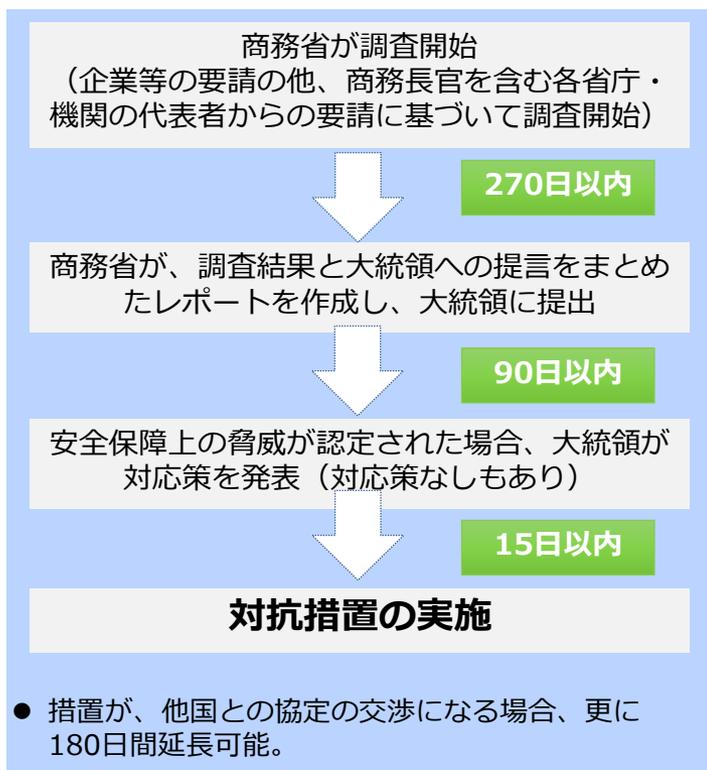
USMCA協定違反との関係は？

- 第2条4項で、「いずれの締約国も、原産品に対する現行の関税を引き上げ、又は新たな関税を採用してはならない」と規定。
- 原産地規則の付属書で、メキシコに対してのみ、自動車・同部品がUSMCAの原産地規則を満たさないとしても、「最低限の基準」を満たす限り、2018年8月時点で適用された米国のMFN税率を上回って課税しないと規定。
- ただし第32条2項「不可欠な安全保障」は、「いずれかの当事者が、国際的な平和または安全保障の維持または回復、または自国の不可欠な安全保障上の利益の保護に関する義務の履行のために必要と考える措置の適用」を妨げてはならないと規定。
⇒ **米国は安全保障例外での正当化を主張か**

1962年通商拡大法232条

- 232条は、ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入を是正するための措置を取る権限を大統領に与えている。
- トランプ政権下の2018年より、鉄鋼・アルミニウムに対して10~25%の追加関税を賦課。トランプ大統領は1期目から、232条を多用。

通商拡大法232条の調査スケジュール



232条鉄鋼・アルミ追加関税の仕組み



但し、下記の国は適用除外または数量割当の対象

- 鉄鋼の適用除外：オーストラリア、カナダ、メキシコ、EU（ウクライナで溶解・鋳造された場合）、ウクライナ
- 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- 鉄鋼の関税割当：日本
- アルミの適用除外：オーストラリア、カナダ、メキシコ
- アルミの数量割当：アルゼンチン
- 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国

銅・木材輸入に対する232条調査を開始

- トランプ大統領は2月25日に銅輸入に、3月1日に木材に対する232条調査を実施するよう指示する大統領令を発表。米国商務省産業安全保障局（BIS）は3月10日、調査開始を発表。

銅輸入に対する232条調査

- 調査理由：銅は米国の国家安全保障、経済力、産業の強靱性に不可欠な重要材料であり、防衛、インフラ、クリーンエネルギー、EVなどで重要な役割を果たしている。一方で、銅の採掘、製錬、精製において国外依存度が高まっており、銅のサプライチェーンは重大な脆弱性に直面。
- 調査対象：銅鉱石、銅精鉱、精製銅、銅合金、スクラップ銅、派生製品

木材輸入に対する232条調査

- 調査理由：米国は2024年時点で針葉樹消費量の95%を自給できるが、2016年以降、米国は木材の純輸入国となっており、木材サプライチェーンの深刻な脆弱性に直面。米軍は施設建設のために、木材に毎年100億ドル以上を費やしている。
- 調査対象：米国の木材の需要、需要を満たす上で、主要輸出国のサプライチェーンが果たす役割、外国政府による補助金が米国の産業の競争力に与える影響

銅・同製品（HTSコード74類）

国・地域	輸入額（億ドル）	割合（%）
チリ	61.6	35.9
カナダ	39.9	23.3
メキシコ	9.8	5.7
ペルー	9.0	5.3
ドイツ	8.5	4.9
韓国	5.9	3.5
中国	4.9	2.8
タイ	3.4	2.0
コンゴ民主共和国	3.0	1.7
インド	2.6	1.5
...
日本	1.9	1.1
その他	21.1	12.3
合計	171.7	100

木材・同製品（HTSコード44類）

国・地域	輸入額（億ドル）	割合（%）
カナダ	111.2	48.5
中国	19.4	8.5
ブラジル	15.6	6.8
チリ	10.5	4.6
ベトナム	10.0	4.3
ドイツ	7.5	3.3
インドネシア	7.2	3.1
メキシコ	6.9	3.0
カンボジア	3.7	1.6
スウェーデン	3.5	1.5
...
日本	0.4	0.2
その他	33.3	14.5
合計	229.1	100

半導体、医薬品、重要鉱物輸入に対する232条調査

- BISは4月16日、232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表（調査開始は4月1日）。5月7日までパブコメ受け付け。
- トランプ大統領は4月15日には、重要鉱物に対する232条調査も指示。

調査対象製品

半導体

- サブストレート、加工前のウエハー、レガシー半導体、先端半導体、マイクロエレクトロニクス製品、半導体製造装置の部材、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体を搭載する派生品を含む半導体、半導体製造装置およびそれら派生品。

医薬品

- ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品。

重要鉱物

- 重要鉱物：米国地質研究所（USGC）が公表する重要鉱物リスト掲載の物質（アルミ、コバルト、黒鉛、リチウム、マンガン、タングステンなど）とウラン。
- レアアース：エネルギー省が2020年4月の「重要鉱物レアアースサプライチェーン」で特定した17種類。
- 重要鉱物の加工品：鉱山から採掘された鉱石が金属、金属粉末、またはマスター合金に変換されるまでの加工を経たもの。
- 派生品：加工された重要鉱物を原材料として含む全ての製品。半製品（半導体ウエハー、陽極、陰極など）と最終製品（永久磁石、モーター、電気自動車、電池、スマートフォン、マイクロプロセッサー、レーダーシステム、風力タービンとその部品、高度な光学機器など）も含む。



・ 4月11日に、相互関税の対象から、スマートフォンなど半導体関連製品の一部を除外。13日のSNSへの投稿で「半導体および全てのエレクトロニクス製品のサプライチェーンについて国家安全保障のための関税に関する調査を検討している」「単に異なる関税のバケツに移すだけ」と今後の追加関税の対象に含め得ると示唆



・ 早ければ1か月以内に関税を課す可能性を示唆。
※232条は270日以内の調査報告を規定

中国のレガシー半導体への調査は先行

- 中国が過去10年間に半導体産業に1,500億ドルの補助金を投じ市場価格を下回る価格のレガシー半導体の供給を招いた、今後3~5年間に世界で新たに追加されるレガシー半導体の製造能力の約半分を中国が占めると課題視し、米国の半導体企業に調査を実施。
- 2024年12月に調査結果を発表。中国拠点のファウンドリーで生産された半導体が含まれているか明確に判断できなかった割合が44%で最多で、半導体サプライチェーン可視化の難しさが浮き彫りに。

レガシー半導体調査の結果概要

- 調査はレガシー半導体を使用しているエンドユーザーと、米国の半導体サプライヤーに対して実施。
- 自社製品に**中国を拠点とするファウンドリーで生産された半導体が含まれているか明確に判断できなかった割合が44%で最多**。利用していないと断言できたのは17%、何らかのかたちで利用しているのは38%。
- 1つの製品には数千もの半導体が含まれていることが珍しくなく、米国政府が利用する製品も含め、**ほとんどの製品に少なくとも1つは中国のファウンドリーで生産された製半導体が含まれている**。例えば自動車には1,700個以上の半導体が使われ、中国で製造された割合は3%未満に留まるも、ほとんどの自動車に中国製半導体が利用されている。
- 米国企業が販売する半導体のうち、中国で製造されているのは4分の1。そのうち、SMICと華虹グループの製造施設が利用される割合が78%。

- (1) サプライヤーは詳細な部品情報を機密情報と見なし、共有を拒否する
- (2) 機密情報により、現在のシステムでは、プロセスノード、ウエハーサイズ、材料などの特定の属性を追跡するのに必要なメタデータが不足
- (3) ディストリビューターが関与しているため、(エンドユーザーが)多くの部品の正式な購入者ではない

調査結果は、以下に役立てられる。

- 中国へのサプライチェーン過剰集中
- 中国内での過剰生産
- 米国企業によるサプライチェーン可視化
→この問題意識はトランプチームも共有



- 2024年12月、「中国は、半導体産業の自国および世界市場の独占を企図して、反競争的かつ非市場的手段を駆使している」として、レガシー半導体に対する301条調査を開始。
- 現在の301条関税は半導体のみが対象で、中国製レガシー半導体を搭載した電子機器は対象ではない。
⇒ただし、組み込まれた部品を対象に課す関税は異例。

中国に対しては301条に基づく追加関税も

- 1974年通商法301条は、外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の指示に従ってUSTRに輸入制限措置を発動する権限を付与。
- トランプ前政権下の2018年より、1万品目以上の中国原産品に対して7.5~25%の追加関税が賦課。301条は措置開始から4年後の見直しが定められており、2024年5月、EV、バッテリー、重要鉱物などの追加関税率の引き上げを決定。

通商法301条の調査スケジュール



301条関税率引き上げ対象品目 (2024年9月発表)

品目	当初の追加関税率	2024 9/27	2025 1/1	2026 1/1	品目数	
鉄鋼・アルミニウム	0~7.5%	25%			321	
半導体	25%		50%		16	
EV	25%	100%			8	
バッテリー、 バッテリー 部品	EV用リチウムイオン電池	7.5%	25%		1	
	EV用以外のリチウムイオン電池	7.5%		25%	1	
	リチウムイオン電池以外の電池部品	7.5%	25%		1	
重要鉱物	天然黒鉛・永久磁石	0%		25%	4	
	その他の重要鉱物	0%	25%		26	
太陽電池	25%	50%			2	
港湾クレーン	0%	25%			1	
医療製品	注射器・注射針	0%	100%		2	
	フェイスマスク	7.5%	25%		50%	5
	医療用手袋	7.5%		50%	100%	1

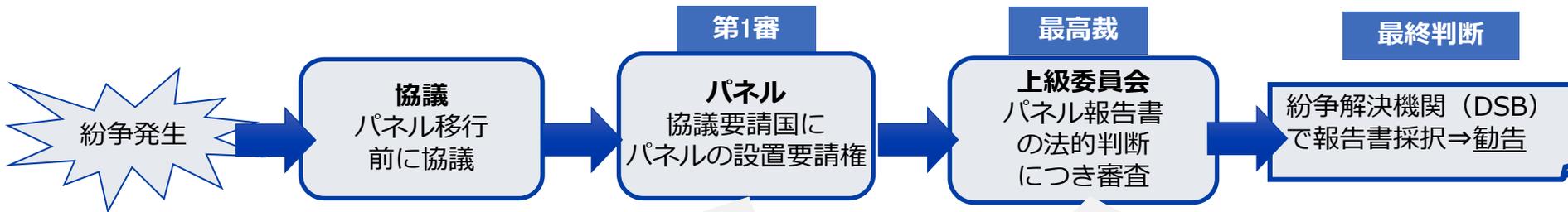
トランプ政権の関税政策の全容

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス 短信
国際緊急経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日
		3月3日	・上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	・全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）	3月4日
		3月6日	・米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす製品は追加 関税の適用除外対象 ※但し、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日	・第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の 関税率に10%を上乗せ	4月3日
		4月9日	・第2段階として4月9日以降、86カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設 定した相互関税率まで引き上げ➡4月10日以降、引き上げ税率の適用は中国以 外90日間停止 ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外	4月8日 4月9日
ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	・ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品 に対して、既存の関税率に25%を上乗せ。発動の是非の判断は国務長官の裁 量となっている	3月25日	
1962年通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ ・適用除外を撤廃、対象品目を追加 ※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課され ない。	2月17日 3月12日
		4月4日	・アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加（缶ビールはアルミ缶の価格のみに関 税を課す）	3月17日 4月7日
	自動車・同部品	4月3日 5月3日	・自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追 加関税が課される。	4月3日
	銅	—	・調査を商務長官に指示、調査中（報告書提出期限：11月末、大統領の措置 決定期限：2026年2月末）	3月14日
	木材	—	・調査を商務長官に指示、調査中（報告書提出期限：12月頭、大統領の措置 決定期限：2026年3月頭）	
	半導体、医薬品、重要鉱物	—	・調査を商務長官に指示、調査中（報告書提出期限：2025年1月中旬、大統 領の措置決定期限：4月中旬）	4月15日 4月16日
	原油・ガス、農産品	—	・将来的な232条関税の対象を示唆。	
1974年通商法301条	港湾・海事	—	・4月17日に対抗措置発表。	
	海産物	—	・4月17日に301条調査を指示。	

WTO違反は関税政策導入の抑止力にならず

- トランプ政権下で上級委員の選任が拒否されて以降、WTOの紛争解決制度は機能停止状態。バイデン政権も委員を選任せず。
- 301条・232条に基づく追加関税は、パネルで違反との判断も継続。上級委では審議されず。

WTOによる紛争解決の概要



- 301条に基づく対中追加関税、232条に基づく鉄鋼・アルミに対する追加関税は、パネルによってGATT1条（一般的MFN）やGATT2条（譲許表）などに違反するとの判断も継続。
- 米国の譲許税率の平均は**3.4%!**（2023年）

関税措置をめぐる環境

- ✓ WTOの紛争解決機関が機能していない
- ✓ 既存の追加関税が、違反状態で継続
- ✓ 減税措置の代替財源が必要、選挙公約の実現

米国が上級委員会の委員の選任を拒否。審理に最低限必要な3人を割ったことで機能停止

米国の主張

- 上級委員会の判断は協定上、先例拘束性を有しないにも関わらず、事実上の先例となり協定解釈を拡大
- 232条に基づく追加的関税は「戦時その他の国際関係の緊急時」に当たると主張するも、パネルは否認。安全保障上の事態は、当事国自身の判断が尊重されなければならない

米国第一の通商政策の報告書

- トランプ大統領が就任初日に指示した「米国第一の通商政策」の報告書要約を公開。関税以外も含めた通商政策の方向性を示す。中国には一定の配慮も。全文は非公開。

米国第一の通商政策の要約（抜粋）

貿易赤字の原因：米国が貿易相手国から受ける待遇に根本的な不公平性と互惠性の欠如があるとし、米国の競争力を損ない、雇用を喪失させ、国家安全保障の衰退につながっていると批判。貿易赤字削減のため、特定の輸入品への関税賦課などを大統領に提言。

外国歳入庁：創設の必要性をあらためて強調。歳入徴収の仕組みを現代化することで、米国企業と納税者の双方に利益をもたらす公平かつ強制力のある貿易システムを再構築。

USMCAの再交渉：USMCAは米国に新たな市場アクセスをもたらし、米国への製造業の回帰を奨励したとしつつ、2026年7月の見直しにも触れ、非市場経済国のコンテンツ流入を減らすための原産地規則の強化など、数多くの変更が必要。

市場アクセス確保：新たな貿易協定は、農産物に関する非互惠的な障壁を撤廃し、サプライチェーンの強靱性、製造業の米国内回帰、相手国との経済・国家安全保障を促進するかたちで、世界の貿易システムを再構築できると評価。米国第一の通商協定の交渉に適した国やセクターを特定した。

301条の見直し：措置が目的にかなったものであることを確認するために見直し結果を評価。

301条に基づく新たな措置の特定：中国の非市場政策、慣行のさまざまな要素を検討した。

恒久的正常貿易関係（PNTR）の評価：PNTRに関連する立法案を慎重に検討し大統領に助言した

232条に基づく新たな措置の特定：医薬品、半導体、特定の重要鉱物など、新たな調査の開始を検討する分野を特定。

輸出規制の見直し：先端技術が敵対者に流出しないようにしなければならないとしつつも、輸出規制はシンプルで厳格かつ効果的であるべきで、同時に米国のAIの優位性を促進しなければならない。

カナダ、メキシコ、中国からの不法移民や合成麻薬フェンタニルの流入に関する評価：商務省と国土安全保障省が米国への不法移民、麻薬の流入をさらに食い止めるための対策を特定。

電子商取引：電子的取引に関税が課されない「モラトリアム」が恒久化されるよう提言。

本日の内容

I. トランプ政権の通商政策

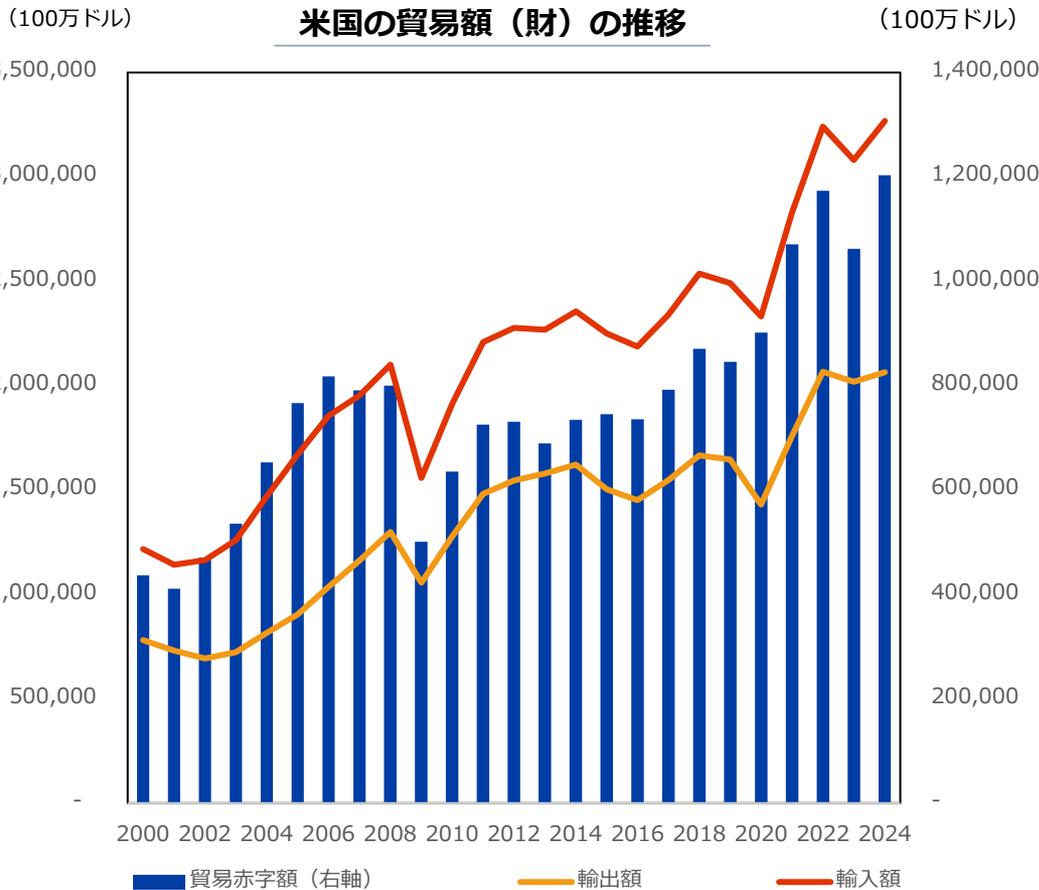
II. 米国の貿易投資と日米経済関係

III. 日本企業への影響

IV. まとめ

米国の貿易額は拡大基調

- 2024年の輸出額は前年比2.3%増の2,065兆ドル、輸入額は6.1%増の3,267兆ドル、貿易赤字額は13.3%増の1,202兆ドル。
- 米国の貿易額は、輸出、輸入ともに基本的に拡大傾向だが、輸入の伸びが大きいいため、貿易赤字額は拡大。



米国の品目別貿易額（2024年） (100万ドル)

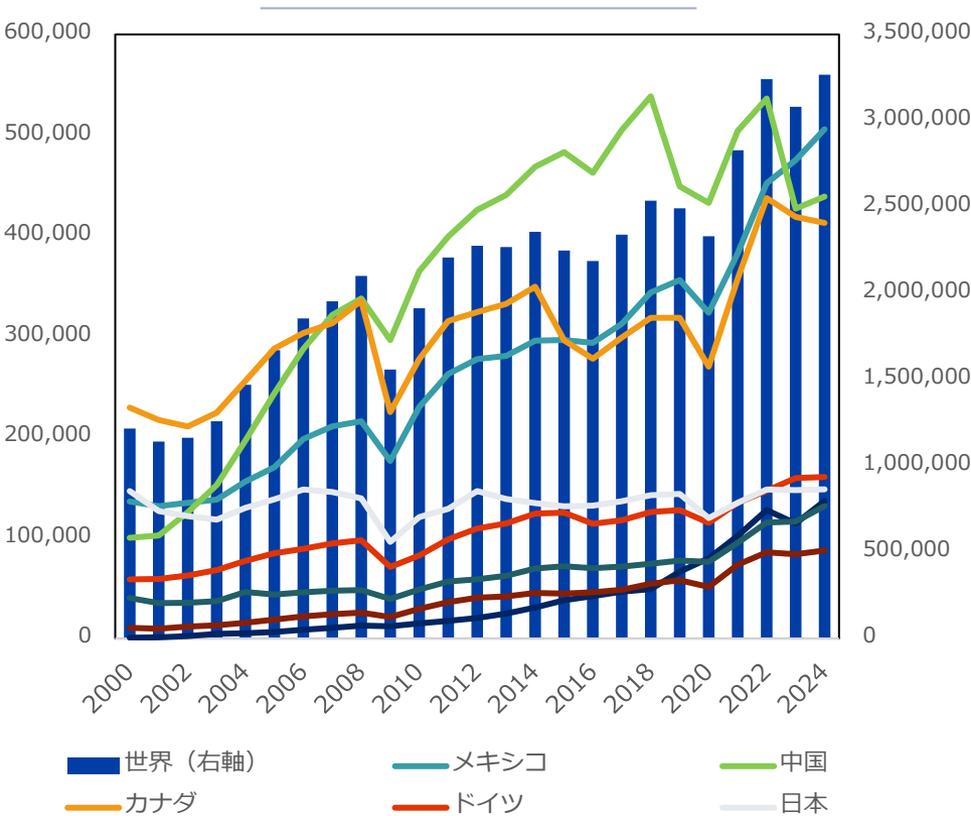
	HS	品目	輸出額
1	8800	民間航空機・部品	123,307
2	2709	原油	118,499
3	2710	石油	117,538
4	2711	ガス	62,175
5	8703	乗用車	59,195

	HS	品目	輸入額
1	8703	乗用車	216,806
2	2709	原油	167,481
3	8471	PC	140,233
4	8517	スマートフォン	113,758
5	3002	血清・ワクチン等	108,942

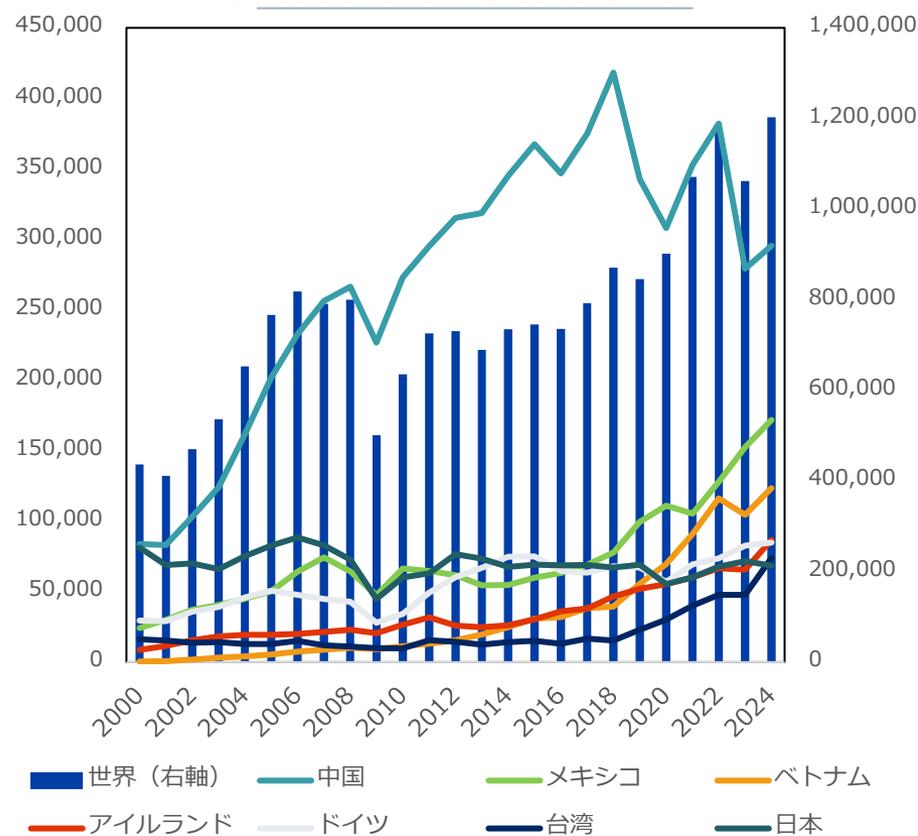
最大の輸入相手国はメキシコ、貿易赤字は中国

- 輸入額が最も大きいのはメキシコの5,058億ドル。中国の4,389億ドルが続く。対中輸入額は2007年以降、15年以上にわたり国別で1位だったが、米中対立などにより減少。
- 貿易赤字額は、中国が2,954億ドルと国別で最大。2位のメキシコの1,718億ドルとは、依然として大きな差。

(100万ドル) **米国の国別輸入額（財）の推移** (100万ドル)



(100万ドル) **米国の国別貿易赤字額（財）の推移** (100万ドル)



出所：米国際貿易委員会（USITC）から作成

対中輸入はスマートフォン、ノートPCがけん引

- 対中輸入額が大きい品目は、スマートフォン、ノートPC、リチウムイオン電池など。
- 米中対立の発生以降、通信機器や半導体関連など、いわゆる戦略品目での対中輸入額は減少傾向。ただし、リチウムイオン電池は一貫して増加。

米国の品目別対中輸入額

順位	品目	HSコード	2018年	2023年		2024年		2018年比
				輸入額	前年比	輸入額	前年比	
1	スマートフォン	85171300	-	44,789	△ 11.0	41,312	△ 7.8	-
2	ノートPC	84713001	37,358	35,482	△ 27.9	32,611	△ 8.1	△ 12.7
3	リチウムイオン電池	85076000	1,472	13,089	44.3	16,238	24.1	1003.2
4	三輪車など玩具	95030000	11,902	12,160	△ 25.3	13,479	10.9	13.3
5	スイッチング・ルーティング機器	85176200	23,478	7,798	△ 17.8	7,639	△ 2.0	△ 67.5
6	ゲーム用機器	95045000	5,368	9,320	△ 8.6	5,649	△ 39.4	5.2
7	医薬品（包装されたもの）	30049092	394	4,101	△ 40.9	5,607	36.7	1324.7
8	PC用モニター	85285200	4,696	4,741	△ 31.0	4,916	3.7	4.7
9	プリント基板	84733011	12,761	4,355	△ 0.4	4,224	△ 3.0	△ 66.9
10	マイク付きヘッドホン・イヤホン	85183020	1,092	3,192	△ 2.5	3,492	9.4	219.8
—	全品目	—	538,514	426,885	△ 20.4	438,948	2.8	△ 18.5

注：スマートフォンのHTS8517.13.00は2022年から新設されたため、2021年以前は値なし。

出所：米国際貿易委員会（USITC）から作成

インド、ベトナムからの輸入増加

- 米国のスマホの対中輸入額は前年比7.8%減の413億ドル、ノートPCは前年比8.1%減の326億ドル。
- 対照的に、インドからのスマホの輸入額は前年比40.2%増の69億ドル、ベトナムからのノートPCの輸入額は前年比70.5%増の134億ドル。
- 米国の巨大IT企業が生産拠点を中国からベトナムやインドなど周辺国に移管する戦略を策定し、それを受け、委託生産を行う台湾の大手企業がこれらの国で投資を拡大する構図。

スマートフォンの国別輸入額

国・地域名	2022年	2023年	2024年	
			輸入額	前年比 (%)
世界	65,106	59,085	50,948	△ 13.8
中国	50,297	44,789	41,312	△ 7.8
インド	1,154	4,937	6,920	40.2
ベトナム	12,542	7,959	2,168	△ 72.8
香港	119	110	150	36.6
韓国	728	1,137	108	△ 90.5

ノートPCの国別輸入額

国・地域名	2022年	2023年	2024年	
			輸入額	前年比 (%)
世界	53,651	45,793	49,349	7.8
中国	49,207	35,482	32,611	△ 8.1
ベトナム	1,980	7,868	13,412	70.5
台湾	2,197	2,073	1,989	△ 4.1
メキシコ	13	108	767	609.0
タイ	17	12	328	2694.6

ただし、未だに**中国のシェアは圧倒的**。全輸入額に占める中国の割合は、**スマホが81.1%、ノートPCが66.1%**

トランプ次政権下ではデカップリングが進展か

- トランプ政権は、異様に高い関税率に加え、恒久的正常貿易関係（PNTR）の撤回など、バイデン政権とは異なり、安全保障上重要でない分野においても、対中強硬姿勢。企業ではすでに事実上の米中デカップリングを指摘する声も。

米国による主な規制の例



在米日系企業の声

- グローバルなサプライチェーンをみて中国は別扱いとなっており、中国部品は中国用、米国市場向けは中国製品を使わないようにするなど、デカップリングしている。
- 米国の顧客からは、明示的に中国や台湾で生産された製品を使わないようにとの指示が実際にある。引き合いの相談は、4~5年後に生産する製品であるため、米中のいわゆるデカップリングは今後数年でさらに明示的にでてくるかもしれない。

日本の対米輸出は自動車、一般機械、電気機器で7割

- 日本の対米輸出は自動車・同部品、一般機械、電気機器で7割を占める。米国のこれら品目の関税率は1~3%台と低く抑えられている。
- トランプ大統領が掲げる相互関税や一律関税は日本を含む同盟国も対象。現地生産よりも日本からの輸出の方が利益が高いとされる自動車を中心に大きな影響が見込まれる。

米国の対日輸入額上位10品目（2024年）

（単位：100万ドル、%）

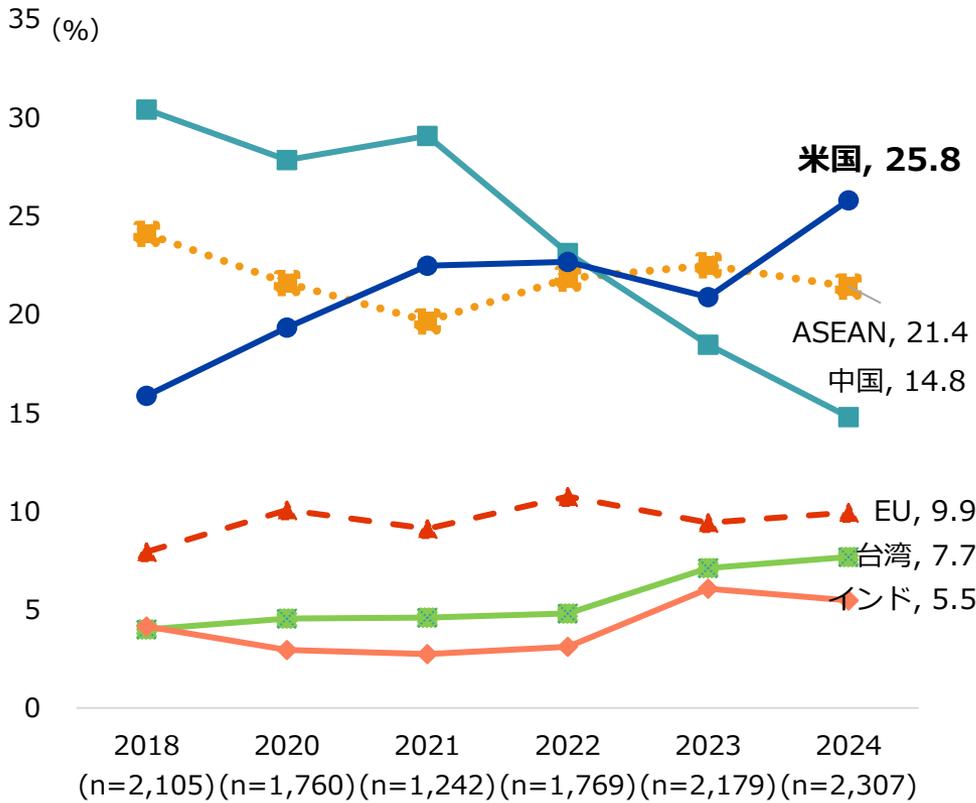
順位	品目	HSコード	輸入額	対日輸入依存度	米国のMFN税率
1	乗用自動車	8703	41,565	18.5	2.5
2	自動車部品	8708	7,156	8.6	0~2.5
3	建設機械	8429	5,430	50.0	0
4	修理品	9801	5,347	5.6	0
5	血清・ワクチン等	3002	5,334	4.9	0
6	半導体製造装置	8486	3,768	28.4	0
7	印刷機・同部分品	8443	3,314	22.9	0~3.3
8	ガスタービン	8411	2,185	7.0	0~2.5
9	医療機器	9018	2,107	5.1	0
10	化学品・調整品	3824	1,976	31.0	0~6.5
—	全品目	—	151,290	4.7	—

（注）通関ベース。全品目は表中にない全ての品目を含む。対日輸入依存度は、各品目の総輸出額に占める対日輸入額の割合。
（出所）米国国際貿易委員会（USITC）から作成

最も重視する輸出先では、首位の米国が躍進

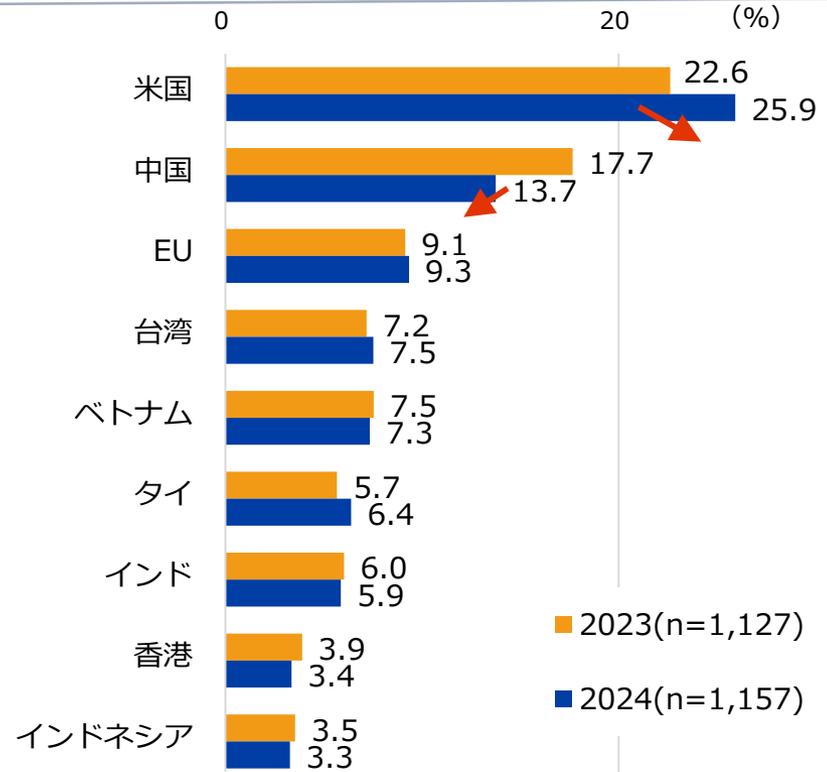
- **最重要とする輸出先では「米国」との回答が25.8%で首位。比較可能な2016年以降で最も高く、中国との差がさらに開いた。** 続くASEANは21.4%で、うちベトナム（6.3%）やタイ（5.9%）が上位に。
- 前年度調査からの連続回答企業に絞った場合、米国が3.3ポイント増、中国が4.0ポイント減となった。

今後最重要と考える輸出先（上位6カ国・地域、時系列）



(注) ①2019年は同じ設問で調査を実施せず。②2018～2021年のEUは「西欧（英国を除く）」を指す。③無回答の企業を除く。

今後最重要と考える輸出先（前年度からの連続回答企業のみ）

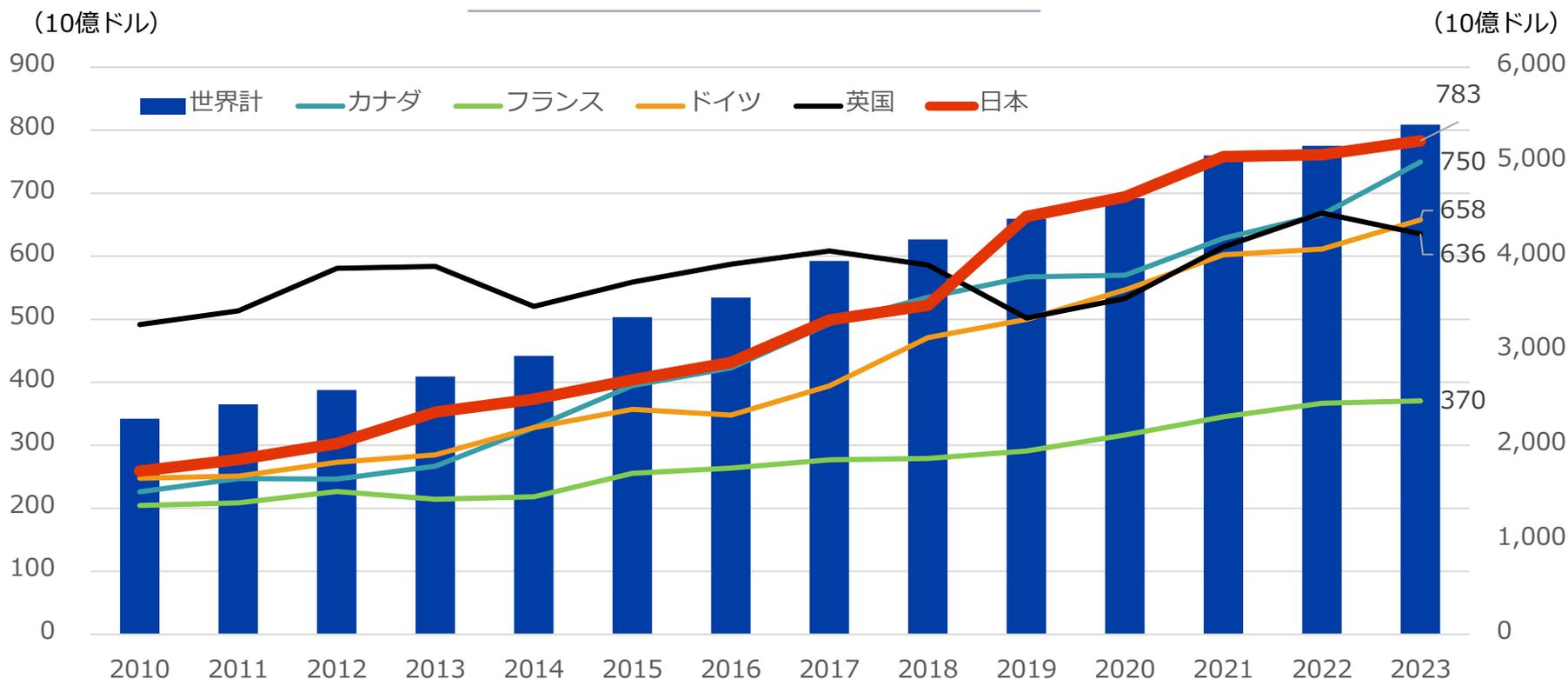


(注) ①上位9カ国・地域のみ。②無回答の企業を除くため、各年の企業数が異なる。

米国の対内直接投資残高は、5年連続で日本が首位

- 米国の対内直接投資残高（2023年末時点）で、日本は前年比2.9%増の7,833億ドル。全体の14.5%を占める。
- 日本は5年連続で最大の投資元。

米国の対内直接投資残高推移（UBOベース）



(注) 投資主体を最終的に所有またはコントロールしている事業体（最終的な実質所有者、UBO）が所在する国を基準とした集計値。
(出所) 米国商務省経済分析局からジェットロ作成

化学（医薬）での投資が最大

日本からの対米投資残高（業種別）

(100万ドル)

	2021	2022	2023	構成比 (%)	前年比 (%)	前年差
合計	758,357	761,180	783,261	100.0	2.9	22,081
製造業	358,037	361,155	375,680	48.0	4.0	14,525
食品	5,777	5,975	6,287	0.8	5.2	312
化学	155,547	155,502	161,653	20.6	4.0	6,151
金属	11,166	12,236	13,110	1.7	7.1	874
一般機械	19,781	20,688	22,240	2.8	7.5	1,552
コンピューター・電子製品	39,797	41,606	43,757	5.6	5.2	2,151
電気機械・部品	2,594	3,508	4,265	0.5	21.6	757
輸送機械	72,620	66,351	66,641	8.5	0.4	290
その他製造業	50,755	55,289	57,728	7.4	4.4	2,439
卸売業	125,897	133,715	141,589	18.1	5.9	7,874
小売業	-	-	-	-	-	-
情報産業	15,771	16,476	17,130	2.2	4.0	654
預金取扱機関	32,523	32,982	32,812	4.2	△ 0.5	△ 170
金融（預金取扱機関を除く）・保険	127,011	105,098	100,646	12.8	△ 4.2	△ 4,452
不動産・リース	28,362	31,349	34,469	4.4	10.0	3,120
専門サービス	11,002	11,095	11,306	1.4	1.9	211
その他産業	-	-	-	-	-	-

(注) 表中の「-」は個別企業のデータ保護のため非公表。UBOベース。

(出所) 米商務省経済分析局統計 (BEA) から作成

日系企業による最近の大型の対米投資案件

自動車・バッテリー関連

ライフサイエンス関連

半導体関連

その他

キッコーマン
しょうゆ工場
(ウィスコンシン)

トヨタ自動車
SUV型EVの組み立て
(ケンタッキー)

本田技研工業
EVバッテリー工場
(オハイオ)

キヤノン
メディカル事業新会社
(オハイオ)

サンケン電気
(ポラーセミコンダクター)
半導体ウエハー工場
(ミネソタ)

レゾナック
半導体R&Dセンター
(カリフォルニア)

パナソニックエナジー
車載用バッテリー工場
(カンザス)

大日本印刷
EVバッテリーパウチ工場
(ノースカロライナ)

富士フイルム
バイオ医薬品製造施設
(ノースカロライナ)

協和キリン
バイオ医薬品工場
(ノースカロライナ)

武田薬品工業
血液製剤製造施設
(カリフォルニア)

トヨタ自動車
SUV型EVの組み立て
(インディアナ)

東レ
炭素繊維の生産設備
(サウスカロライナ)

Nippon Express
ホールディングス
半導体専用倉庫
(アリゾナ)

ブリチストン
タイヤ工場
(テネシー)

トヨタ自動車
自動車部品製造施設
(テキサス)

富士フイルム
抗体医薬品の製造拠点
(テキサス)

UBE
リチウムイオン電池材料工場
(ルイジアナ)

トヨタ自動車
自動車部品の生産ライン
(アラバマ)

ヤクルト本社
飲料生産工場
(ジョージア)

(注) 2022年1月～2024年6月を対象にデータ抽出。(出所) fDi Markets、各社発表などからジェトロ作成

製造業の雇用創出数で日本が首位継続

- 製造業への投資額の大きさから、日本が一貫して製造業での雇用創出数1位。

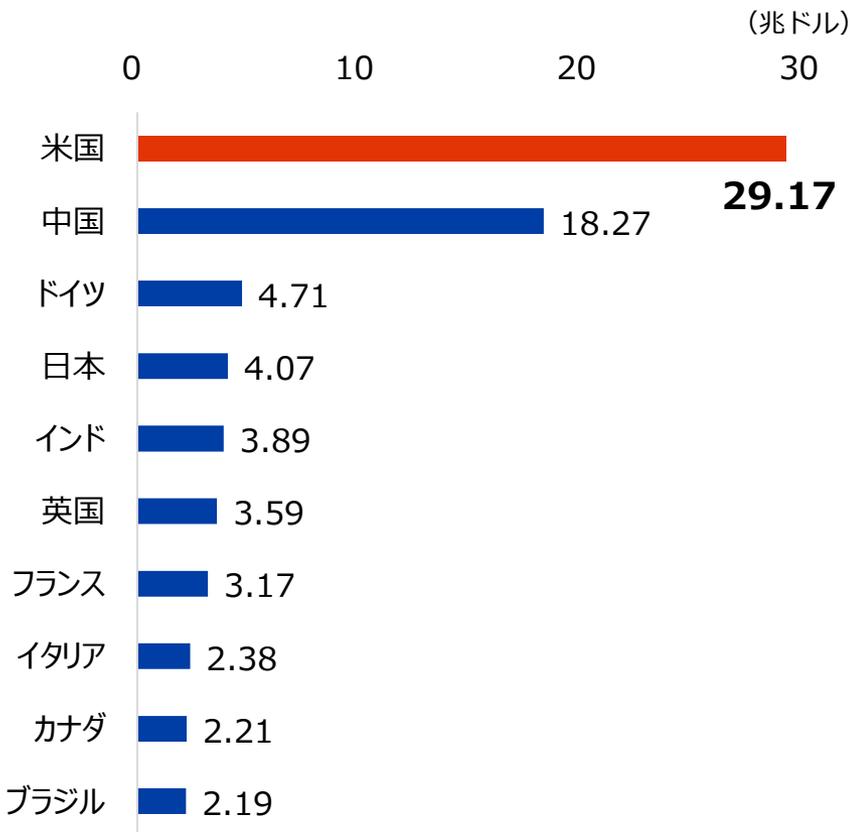
製造業における米国での雇用創出数（国別）



依然として世界最大の経済大国

- 米国は依然として世界最大の経済大国。中国がその背中を追いかけるも名目GDPではいまだ10兆ドルの差がある。
- 新型コロナ禍後も、他の先進国の成長率が低迷する中、安定した成長率を誇る。

名目GDPの世界ランキング（上位10カ国、2024年）



G7諸国と中国の実質GDP成長率

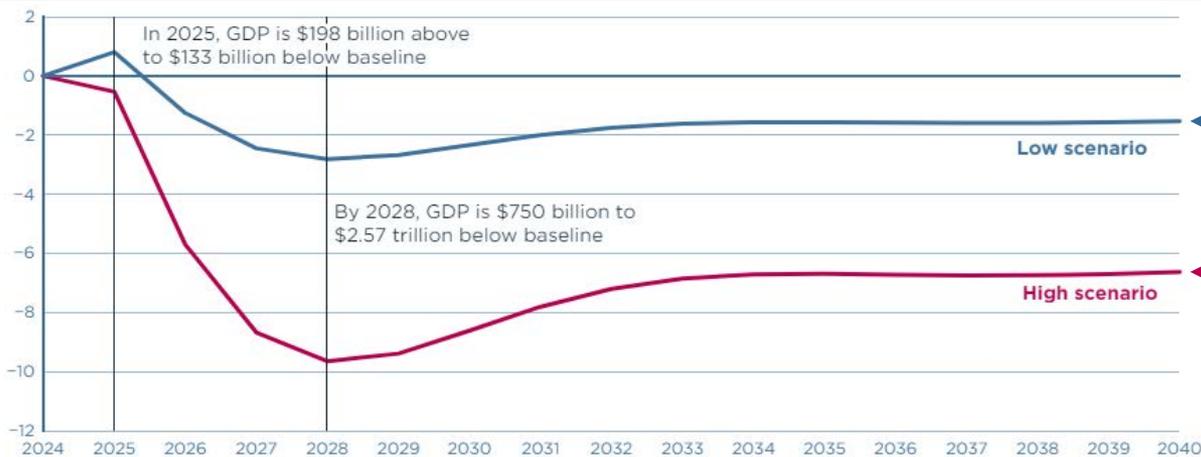
(単位：%)

	2021年	2022年	2023年	2024年
米国	6.1	2.5	2.9	2.8
カナダ	5.3	3.8	1.2	1.3
フランス	6.8	2.6	1.1	1.1
ドイツ	3.7	1.4	△0.3	0.0
イタリア	8.9	4.7	0.7	0.7
英国	8.6	4.8	0.3	1.1
日本	2.7	1.2	1.7	0.3
中国	8.4	3.0	5.2	4.8

トランプ関税は米経済にもダメージ

- 米シンクタンクのピーターソン国際経済研究所（PIIE）の試算によると、①全世界からの輸入に10%、対中輸入に60%の追加関税を発動し各国が報復、②不法移民の強制送還実施、③FRBの独立性の低下が起きた場合、そうでないケースと比べ、**2028年に米国の実質GDPは9.7%減、雇用は9%減、2026年に消費者物価は7.4%上昇。**

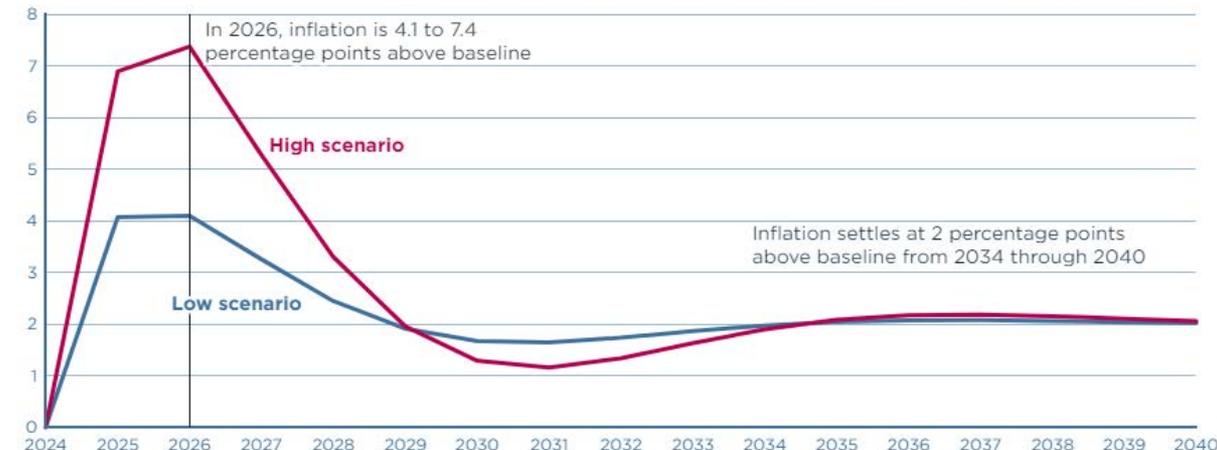
GDP



低位シナリオ：
各国の報復なし、
強制送還の人数
130万人

高位シナリオ：
各国の報復あり、
強制送還の人数
830万人

物価



本日の内容

I. トランプ政権の通商政策

II. 米国の貿易投資と日米経済関係

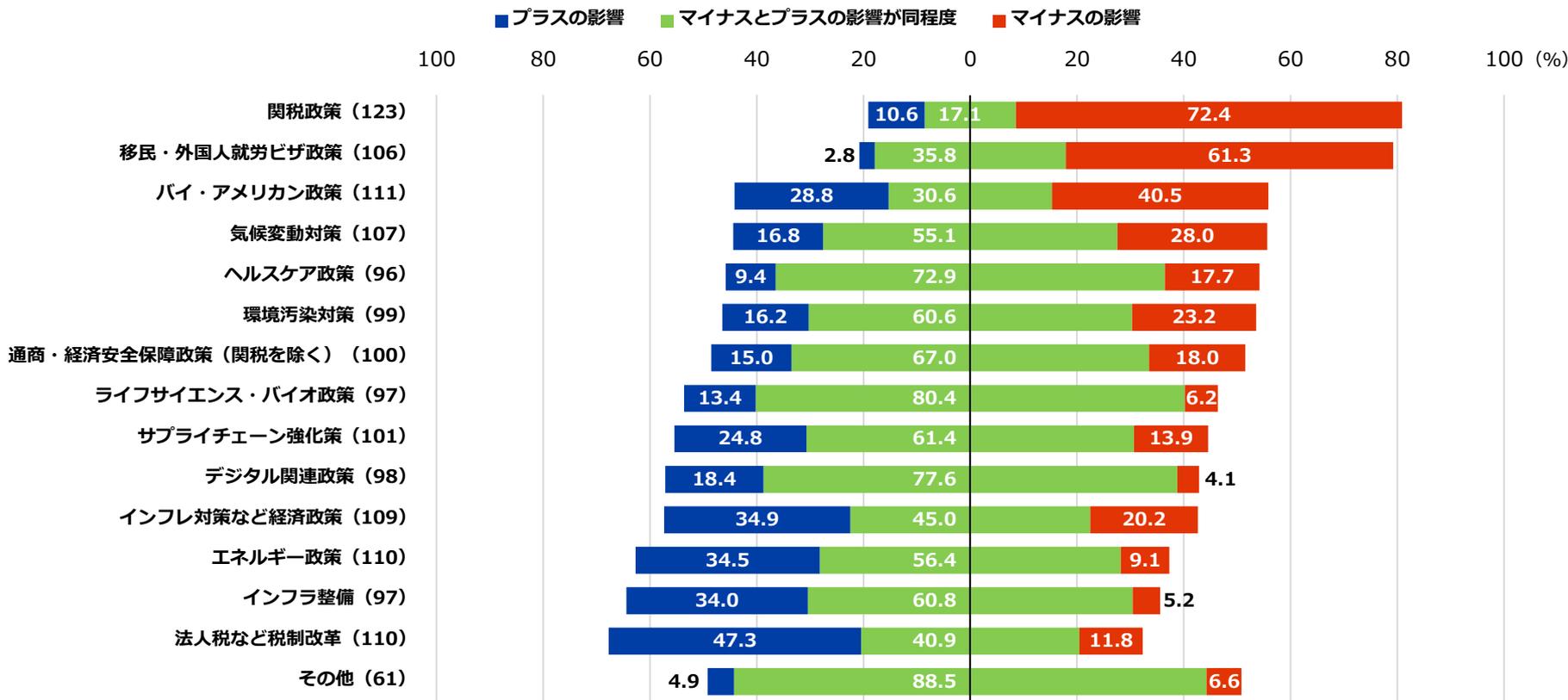
III. 日本企業への影響

IV. まとめ

新政権の政策が与える影響（政策分野別）

- 具体的な政策としては、関税政策に影響を受けると回答した企業が最多の123社で、そのうち**72.4%がマイナスの影響を受けると回答し、プラスの影響（10.6%）を大きく上回る。**
- 一方で、在米日系企業は新政権の法人税などの税制改革（プラス：47.3%、マイナス：11.8%）を筆頭に、インフレ対策やエネルギー関連の規制緩和の方向性に期待。

トランプ新政権の政策が自社に与える影響（政策分野別）



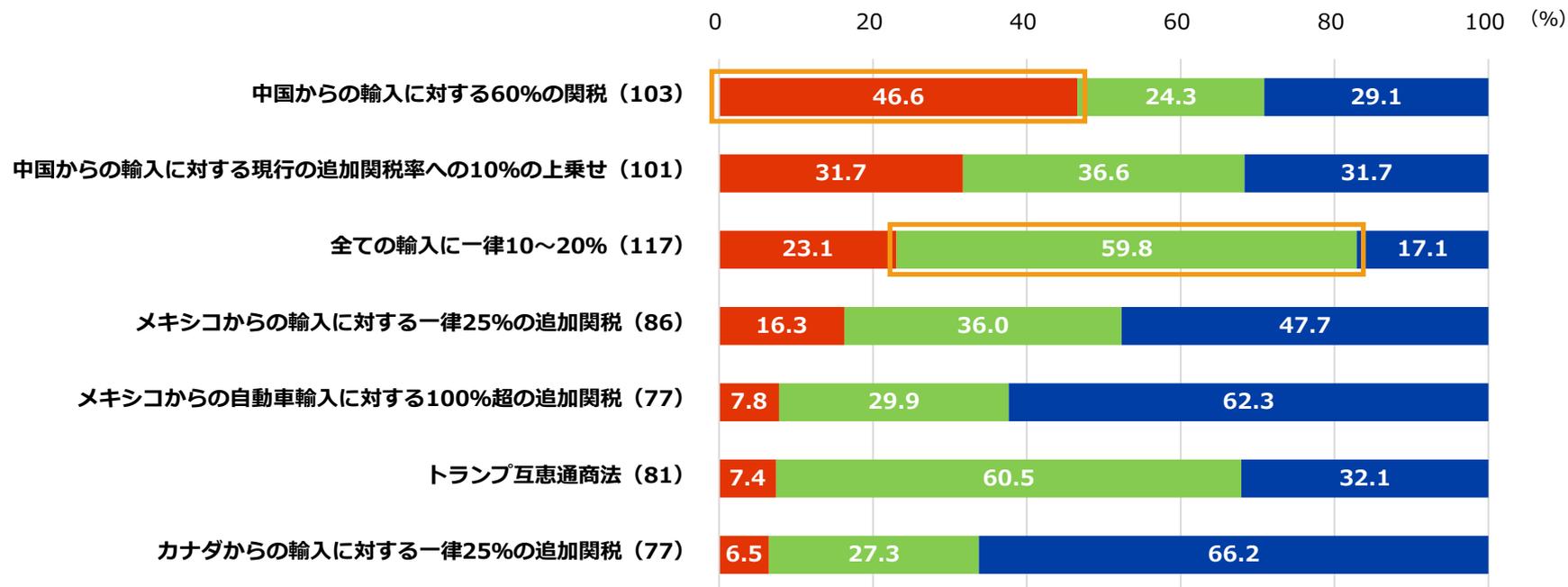
（注：括弧内数値は各政策の影響があると回答した企業数）

関税政策がサプライチェーンに与える影響

- トランプ次期大統領が提案している関税政策により、「**サプライチェーン変更を検討するほどの影響がある**」と回答した企業の割合は「**中国からの輸入に対する60%の関税**」で4割台半ばと最多。
- 「サプライチェーン変更を検討するほどではないが、大きな影響がある」では、「**全ての国・地域からの輸入に対する一律10~20%の関税**」が約6割で最多。

関税政策がサプライチェーンに与える影響

- サプライチェーン変更を検討するほどの影響がある
- サプライチェーン変更を検討するほどではないが、大きな影響がある
- サプライチェーン変更を検討するほどではないが、影響はある

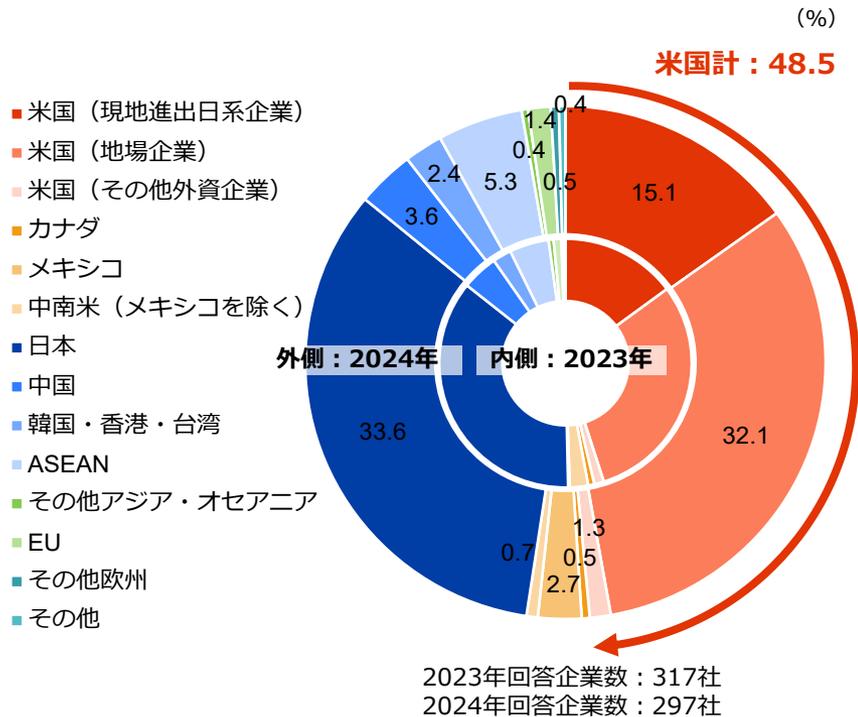


(注：括弧内数値は上記関税措置の影響があると回答した企業数)

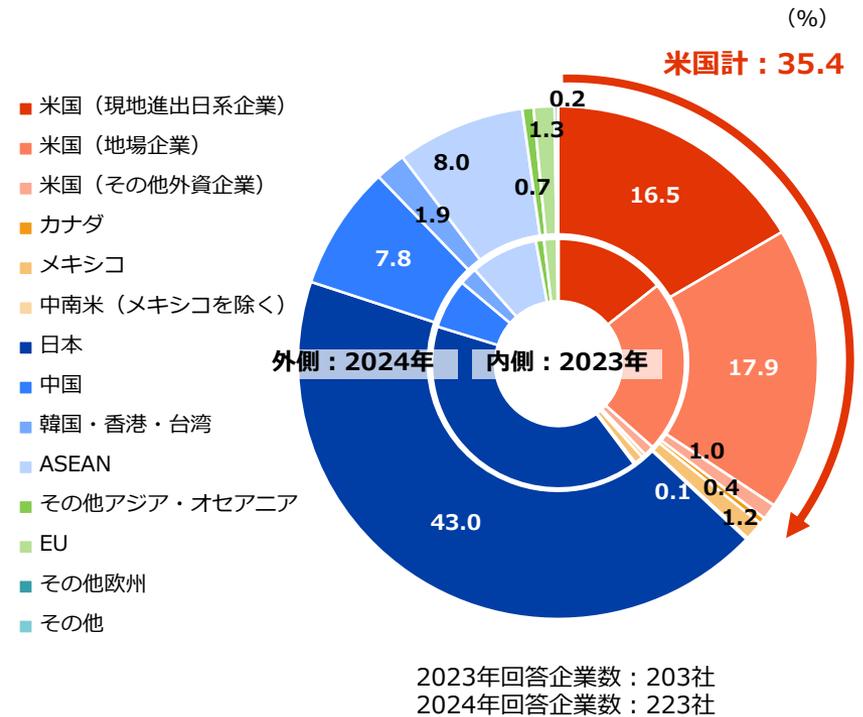
在米日系企業は過半が米国外からの調達

- 製造業の原材料・部品の調達比率は、米国内が48.5%、次いで日本からが33.6%。非製造業の物品・サービスの調達比率は、日本からが43.0%と最大。
- 中国からの調達には既に高い関税が課されている中、他国からの輸入にも追加関税が広がれば、在米企業の調達コストも増加していく。

原材料・部品の調達先（国・地域別、製造業）



物品・サービスの調達先（国・地域別、非製造業）



(注) 各企業が金額ベースで合計100とした時の各国・地域の比率を算出し、その数値を平均化したもの。

経営上の課題：

賃金上昇や採用など雇用面の課題が上位に

- 長引くインフレに伴う「従業員の賃金上昇」が最大の課題。「従業員の採用」「従業員の質」「従業員の定着率」など、その他の雇用面の課題も上位に。
- 販売面では「新規顧客の開拓」が前年に続き筆頭課題に。人件費の高騰で価格競争力が低下との声も。

経営上の課題（複数選択）

課題となっている事項	分類	割合（%）
従業員の賃金上昇	雇用面	53.2
新規顧客の開拓	販売面	48.9
従業員の採用	雇用面	45.5
従業員の質	雇用面	43.6
調達コストの上昇	調達面	36.3
競合企業との競争激化	販売面	34.1
物流コストの上昇	調達面	33.6
従業員の定着率	雇用面	29.9
取引先・消費者の需要減退	販売面	28.9
駐在員の生活コスト上昇	雇用面	28.6
品質管理	生産面	21.6

具体的な課題（自由回答）

- **賃金上昇**
 - ・ インフレに伴う賃金上昇への対応【自動車等部品、一般機械、鉄・非鉄・金属、運輸業など】
 - ・ 従業員の賃金などが上昇し、対売上高販管費比率が増加している【自動車等、精密・医療機器、その他製造業】
 - ・ 人件費や原材料費の高騰により、設備や社員への投資が制限されている【電気・電子機器部品】
 - ・ インフレに伴う現地の賃上げ要求について本社の理解を得られにくい【自動車等部品】
- **調達面**
 - ・ 日本からの輸入時の海上運賃が上昇。為替の好影響を相殺し、調達先との価格交渉の意味がなくなってしまう【一般機械】
 - ・ 東海岸におけるストライキ問題【鉄・非鉄・金属】
- **販売面**
 - ・ ネットワークがないと新規顧客訪問が難しい。全米をカバーできる体制を組めない【商社・卸売業、その他製造業など】
 - ・ 市場における認知度の向上【商社・卸売業】
 - ・ 賃金上昇により、価格競争力が保てない【自動車等部品、プラスチック製品】
 - ・ 台湾・中国企業との競争が激化しているため、既存顧客だけでなく新規顧客への拡販強化が必要【電気・電子機器部品】
 - ・ 価格競争の激化。市場の成長性から、大手も投資を緩めておらず、中小企業の参入も増加【精密・医療機器】

回答企業数：675社（注）上位項目のみ抜粋、40%以上は太字。
（出所）2024年度 海外進出日系企業実態調査（北米編）

（注）自由記述回答は、回答意図を明確にするため、原文の趣旨を損なわない範囲で追記修正などを加えている。

経営上の課題への対応策： 「賃金の引き上げ」が筆頭

- 対応策として、約4割が「既存社員の賃金の引き上げ」を選択。雇用面では「教育・訓練強化」「人人体制の強化」も3割以上が実施。
- 「人件費以外での経費削減」「販売価格の引き上げ」「販売チャネルの見直し・強化」も上位に。

経営上の課題への対応策（複数選択）

対応策	割合 (%)
既存社員の賃金の引き上げ	40.1
人件費以外での経費削減	36.4
教育・訓練強化	36.4
人人体制の強化	34.3
販売価格の引き上げ	32.0
販売チャネルの見直し・強化	31.8
新製品・サービスの開発	27.7
自動化・省力化の推進	26.3
調達先との価格交渉	26.1
採用条件の改善（福利厚生等含む）	25.9
本社との意思疎通強化	25.8
ブランド力の向上	22.2
リモートワークの維持	22.0
現地人材の登用	21.2

回答企業数：613社（注）上位項目のみ抜粋、30%以上は太字。

（出所） 2024年度 海外進出日系企業実態調査（北米編）

具体的な対応策（自由回答）

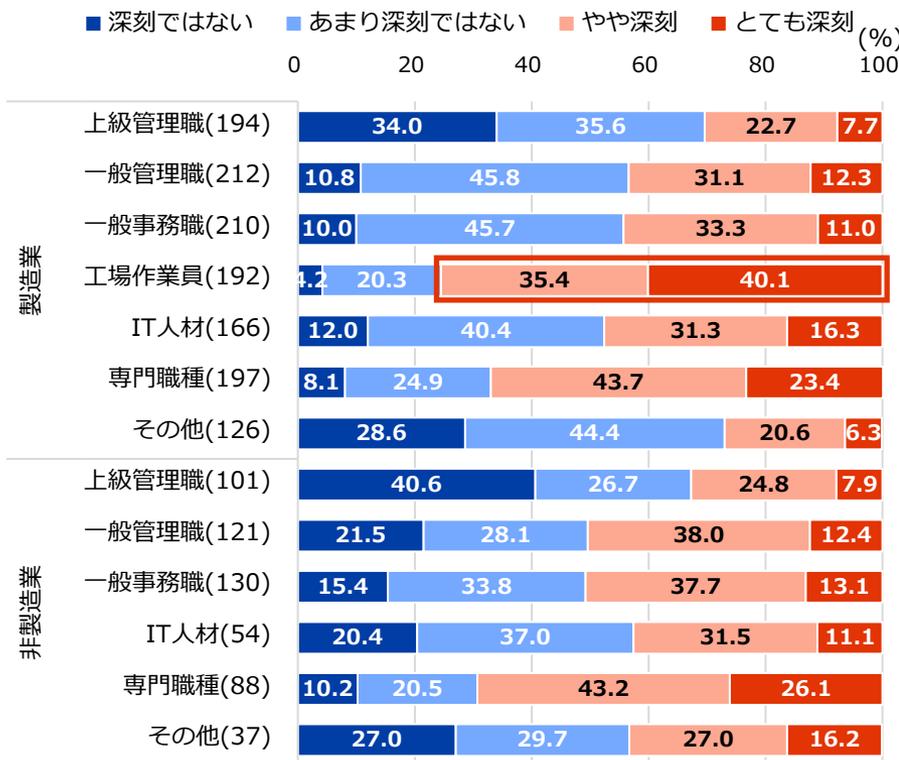
- **既存社員の賃金の引き上げ**
 - ・ 結果に見合った賃金の引き上げ【販売会社】
 - ・ 現地従業員の定着化が難しいため、給与を毎年大幅に見直している【販売会社】
- **人件費以外での経費削減**
 - ・ 登録メンバーシップや定期購読の再選定【その他非製造業】
- **教育・訓練強化**
 - ・ インターンで受け入れた人材を即戦力として採用【自動車等部品、情報通信業】
 - ・ 教育・訓練に関しては現地人材のみでは対応できないため、日本のマザー工場から熟練作業者を長期間派遣して対応【ゴム・窯業・土石】
 - ・ 外部のeラーニングを導入【商社・卸売業】
- **人人体制の強化**
 - ・ 派遣社員の正社員化を進めている【自動車等部品】
 - ・ 従業員の習熟レベルを都度確認し、スキル別に業務を割り当てたり、多能工化を進めたりしている【鉄・非鉄・金属】
 - ・ 会社所在地とは別に客先が多い場所に駐在員を配置予定【商社・卸売業】

（注）自由記述回答は、回答意図を明確にするため、原文の趣旨を損なわない範囲で追記修正などを加えている。

人材不足の深刻度と人材採用・定着に向けた具体策 工場作業員や専門職種で深刻な人材不足

- 人材不足が「とても深刻」とする割合は製造業で工場作業員が40.1%と高い。「とても深刻」「やや深刻」を合わせると、専門職種が製造業で67.1%、非製造業で69.3%と高かった。
- 人材面の具体的な課題では、賃金に見合う人材の採用が難しい中、定着率も低く、また、高齢化により知識の継承ができないといった声が聞かれた。

人材不足の深刻度合い（職種・産業別）



人材面の具体的な課題（自由回答）

- **従業員の採用**
 - ・ 賃金が高止まりしている中、福利厚生面の優位性を伝えても若年層は給与額で判断しているとみられる【販売会社】
 - ・ ITおよびDX人材の確保【電気・電子機器】
- **従業員の質**
 - ・ 高い賃金に見合う人材が少ない【精密・医療機器、販売会社】
 - ・ メンテナンスなどの技能職の人材不足が特に問題。社内育成でも時間がかかる【自動車等部品、商社・卸売業】
 - ・ 職務に対する達成義務意識が低い【販売会社】
- **従業員の定着**
 - ・ 従業員の定着率が低く、代替人材の採用も競合他社との競争により難しい【ゴム・窯業・土石、一般機械、自動車等部品など】
 - ・ 同業ではなくても、給与やベネフィットの良い会社への引き抜きで人材が移ってしまう【事業関連サービス】
- **従業員の高齢化**
 - ・ 高齢社員が定年退職してしまい、若手後継者への知識の継承が間に合わない【農林水産業、一般機械、電気・電子機器など】
 - ・ エンジニアの年齢層が高く、健康上の理由などによる退職や休職が発生してしまう【建設業】

(注1) 経営上の課題（前スライド参照）で「従業員の採用」「従業員の定着率」と回答した企業が対象。工場作業員については、製造業についてのみ掲載。

(注2) 上級管理職：ディレクターなど。一般管理職：マネージャーなど。IT人材：プログラマーなど。専門職種：法務、経理、エンジニアなど専門技能を必要とする職種。その他：委託も含む/運転手、建設関係、宅配関連など。

USMCAの原産地規則強化

- USMCAは2026年7月に「発効6年後の見直し」を迎える。USMCAへのフリーライド阻止、米国内生産強化を志向するトランプ政権は、原産地規則の強化を提案か。
- インフレ削減法（IRA）では、クリーンビークル（新車）購入に対して最大7,500ドルの税額控除を受けるには、「懸念される外国の事業体」の関与を禁止する厳しい要件を設定。
- こうした要件をUSMCAの原産地規則に盛り込むべきとの意見がある。

IRAによるEV税額控除の要件

要件	要件を満たすために必要な調達価格割合						
	2023年 (有効後)	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029~ 2032年
重要鉱物	① 米国または自由貿易協定の締結国で、抽出または処理あるいは北米でリサイクル	40%	50%	60%	70%	80%	
	② 「懸念される外国の事業体」が抽出、処理、またはリサイクル	60%未満	50%	不可			
	③ 上記以外			40%	30%	20%	
部品	① 北米で製造または組み立て	50%	60%	70%	80%	90%	100%
	② 「懸念される外国の事業体」が製造または組み立て	50%未満	不可				
	③ 上記以外		40%	30%	20%	10%	0%

※ リチウムイオン電池の負極材の大半を占める黒鉛と、電解質塩、電解質バインダー、または電解質添加剤に含まれる重要鉱物が「追跡が不可能な電池材料」に特定され、FEOC要件の適用開始が2027年1月1日まで延期

本日の内容

I. 新政権の政策方針

II. 関税政策

III. 日本への影響

IV. 半導体

V. まとめ

少量でも製造に不可欠な製品の調達管理が焦点

- 予見可能性の低さから、トランプ政権2期目の関税政策を受けた大規模なサプライチェーンの移管は非現実的。まずは価格転嫁で対応し様子見。
- 米中のサプライチェーン再編は一定程度完了。ただし、中国→メキシコ→米国のオペレーションは残る。中国製部品を利用したメキシコ原産品への規制強化を懸念。
- 輸入する金額や量は大きくなくとも、特定の製品の生産に不可欠で、中国に依存する原料や材料の調達管理がカギ。

産業	日系企業のコメント	ヒアリング時期
半導体	米国の顧客からは、 明示的に中国や台湾で生産された製品を使わないようにとの指示も 実際にある。現在、引き合いの相談は、 4~5年後に生産する製品 であるため、米中のいわゆるデカップリングは今後数年でさらに明示的にでてくるかもしれない。	2024年10月
自動車	グローバルなサプライチェーンをみて中国は別扱いとなっており、 中国部品は中国用、米国市場向けは中国製品を使わないようにする など、デカップリングしている。	2024年10月
自動車	米国市場向けの製品は、メキシコ工場から供給。 中国にも複数工場があるが、直接、米国に輸出しているものはない。 ただし、中国→メキシコ→米国のオペレーションはあり、 中国製部品を利用したメキシコ製品の米国への輸入制限を懸念。	2024年10月
自動車	中国だけがターゲットになればよいが、 メキシコに対しても規制がかかったり、関税の応酬で中国が何かを売ってくれなくなる 、などが起きないかと懸念している	2024年11月
自動車	中国で生産された部品は、中国以外では使わないようにしている。 現状、ほぼサプライチェーンは分けられている。 これには3~4年かかった。ただし、今後米国でEV需要がさらに伸びれば、中国製のバッテリーも使う可能性も検討しなければならぬ。 バッテリーのみ、引き続き中国にサプライチェーンを依存している。	2024年11月
半導体	原料は基本的には日本で調達しているが、元を辿っていくと、中国由来のものもある。米国の顧客からは、 米中対立の関係から、なるべく中国由来の原料を使わないでほしいといわれているが、供給地を変えると値段も変わるため、その辺りの商談の難しさがある。 米国の顧客も中国から調達していたものを非中国産にたく、当社に引き合いをもって来るが、結局、当社も最終的には中国から買っているの、 変わらない結果となっている。	2025年2月
半導体	関税を理由に、原料の変更をしようと思っても、 それだけで3年かかる。 これから4年弱と決まっているトランプ政権下で、 サプライチェーンが変わるとは思わない。	2025年2月
自動車	米中政治リスクを考慮し、コストは圧倒的に中国が安い、中国からは調達しないという方に舵を切っている。ただし、 レアメタルなど、必要な量は僅かでも中国から調達しなければいけない製品は残る。	2025年2月

混迷を極める情勢の中、求められる対応は

- 保護主義・内向き志向が固定化された米国とどう向き合うかは、海外で稼ぐ上で最大の課題と言える。
- 正確・迅速な情報の補足→自社サプライチェーンへの当てはめ→損失最小化の方策の立案のサイクルが重要に。

自社サプライチェーンの不断の見直し

- 関税などでコスト負担がかかるサプライチェーン上のチョークポイントを予め把握し、発動後のシミュレーションを実施。
- 既存のサプライチェーン上でコストが吸収できるのか、調達先の切り替えで対応できるのか、価格転嫁に踏み切れるのか、新規生産設備の投資が必要なのか、中期的観点で判断。

実際に発表された通商措置の正確な理解

- 即時発動なのか、実施までに猶予期間があるのか、特定の条件を満たせば適用除外措置を獲得できるかなど、具体的措置の全容を正確に理解するよう米法律事務所など専門家の知見を得られるルートを確保。

先読みも含めた正確かつ迅速な情報収集

- 米国のロビイング企業、法律事務所、コンサルティング企業などと提携して、どのタイミングでどのような措置が出てくる可能性があるかを把握。ゼロも可能な限りそれに準ずる情報提供に注力
- 在米法人がある場合は、米国内の業界団体に参加できる場合もあり、それら団体を通じた情報収集も有力
- 実際の措置発動には政権要人本人がSNSや記者会見で発表・意向を表明するスタイルが定着しつつあり、そのリアルタイムでのフォローが重要。

通商措置策定過程での提言

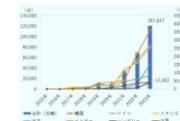
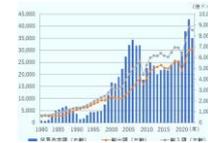
- 米政権が実際の措置策定までにパブリックコメントの募集や公聴会などを開催する場合は、不合理な点の修正を積極的に提言。個社での提言が憚られる場合は、業界団体を通じて提言。

ロビイングの強化

- 近年ワシントンDCに涉外目的の事務所を設立する日本企業が増えており、米政権・連邦議会へのロビイングを強化する動きがある。それらに劣後しないために、体力のある企業は設立を検討。

ご参考

- 「米中対立が対米サプライチェーンに与えた影響－通信機器で変化の兆し－」
(2023年10月16日)
- 「2024年共和党政綱、トランプ政策の実現可能性は－法制度からの考察－」
(2024年8月9日)
- 「トランプ次期政権下で取られ得る関税政策（米国）－実現可能性と法的根拠－」
(2024年12月10日)
- 「トランプ次期政権下で取られ得る中国製EV流入への対抗措置」 (2024年12月12日)
- 「外交手段としての関税政策、トランプ関税の日本への影響－FTA交渉再開は転換点に－」 (2025年1月15日)
- 「トランプ政権下の米中サプライチェーン－少量でも製造に不可欠な製品の調達管理が今後の焦点－」 (2025年3月19日)



東アジアの対米輸入品（価値ベース、2023年）

品目	米国	中国	韓国	台湾
鉄	40	73	14	4.7
銅	10	1.4	0.4	0.1
自動車	25	408	11	1,463
自動車部品	45	1,036	1.4	1,284
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45	1,004	11	1.7
自動車部品	45	1,004	11	1.7
半導体	10	1,004	11	1.7
半導体部品	40	1,004	11	1.7
繊維	10	1,004	11	1.7
鉄鋼	25	1,004	11	1.7
自動車	45			

ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューヨーク事務所 ディレクター

赤平 大寿



212-997-0458



Hirohisa_Akahira@jetro.go.jp



565 Fifth Ave, New York, NY
10017

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『JETRO北米ニュース』

毎日配信！

新規登録はこちら



https://www.jetro.go.jp/form5/pub/nya/na_newsletter

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。